

山青森林県報

第五百七十号

令和五年
二月六日
(月曜日)

目次

- | | |
|--|--|
| <p>○救急病院の設置………</p> <p>○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出………</p> <p>○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出………</p> <p>○障害福祉サービス事業者の指定………</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定………</p> | <p>(医療薬務課) …</p> <p>(高齢福祉課) … 三</p> <p>(同) … 二</p> <p>(障害福祉課) … 二</p> <p>(同) … 三</p> |
|--|--|

公安局委員會

告示

青森県告示第五十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和五年一月六日

青森県知事
三
村
申
吾

田が法社会い人生福和生き祉会社	東洋ビバーサー株式会社	東洋ビバーサー株式会社	東洋ビバーサー株式会社	東洋ビバーサー株式会社	氏名	指定居宅サービス事業者
町十の六一の六番	青森市中佃三丁	青森市中佃三丁	青森市中佃三丁	青森市中佃三丁	所在地	主たる事務所の住所
護通所介	浴訪問介護入	護訪問看	護訪問介	護訪問介	名 称	居宅サービス事業者を指定する
田がタビディー人生セセン和生き	セサ訪問入浴	エコールセントラル	エコールセントラル	エコールセントラル	所 在 地	行う
木三十和九木本○字の大六本字	前町一〇字六駅	弘前市大字駅	前町一〇字六駅	前町一〇字六駅	年 月 日	届出の廃止
四・三・元	〃	〃	四・三・二七	四・三・二七	年 月 日	届出の廃止
五・一・三	〃	〃	四・八・一	四・八・一	年 月 日	届出の廃止

青森県告示第五十一号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第一項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

公立野辺地病院	上北郡野辺地町字鳴沢九の一
公立七戸病院	上北郡七戸町字影津内九八の一
むつ総合病院	むつ市小川町一丁目二の八
国民健康保険大間病院	下北郡大間町大字大間字大間
國民健康保険大	平二〇の七八

青森県告示第五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第二百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス業者	事業を行なう事業所	年 月 日
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	届出の廃止
障害福祉の種類	障害福祉の種類	届出の廃止
事業者	事業者	届出の廃止
事業所	事業所	届出の廃止
年 月 日	年 月 日	届出の廃止

青森県告示第五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十二条第一号の規定により公示する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス業者	事業を行なう事業所	年 月 日
所 在 地	障害福祉の種類	障害福祉サービスを行う事業所	行なう事業所
指 定 年 月 日	指 定 年 月 日	指 定 年 月 日	指 定 年 月 日

社会福祉法 人伸康会法	弘前市大字独狐 一字石田一二一の	共同生活	シエアハウ スらぼーる
		援助	浜の町 町東一丁目七の

令和
五・二・一

青森県告示第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 定
I & H 野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の一一	令和 五・二・一

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第一百六十七条の五第一項及び第一百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が令和五年四月一日から翌年三月三十一日までの間において、役務の提供を受ける契約（安全運転管理者等講習（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八条の二第一項第一号に規定する講習をいう。）業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、令第一百六十七条の五第二項及び第一百六十七条の十一第三項において準用する令第一百六十七条の五第二項の規定により公示する。

青森県警察本部長 磯 丈 男

一 競争入札参加資格

- 1 資格審査の対象となる者は、道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号。以下「道交法施行規則」という。）第三十八条の三前段に規定する者で、県と役務契約を締結することを希望するものであつて、次のいずれにも該当しないものとする。
 - （一）令第一百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - （二）令第一百六十七条の四第二項各号（令第一百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - （三）営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
 - （四）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）
 - （五）次に掲げる者に該当する者
 - ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）
 - イ 役員等（法人にあつては役員であつて經營に事實上參加している者、法人でない團體にあつては代表者、理事その他法人における經營に事實上參加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行しえる地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
 - ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

工 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれかに格付された者であって、当該契約の予定金額に対応する等級（二千万円以上にあつてはA、百五十万円以上二千万円未満にあつてはA又はB、百五十万円未満にあつてはA、B又はCをいう。以下同じ。）の格付にある者とする。

(一) 平均生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（純資産の部の合計額）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 流動比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したもの）をいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO9001・14001）の認証取得の有無

契約について、当該契約の予定金額に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約の予定金額に対応する等級以外の等級の格付にある者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

令和五年二月六日から同月二十日までとする。

ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りではない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部企画課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）

貸借対照表、損益計算書

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）

法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）等全ての納税証明書

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書等の写し

(七) ISO認証取得登録証の写し

(八) 役員等一覧表（様式第三号）

(九) その他必要書類（道交法施行規則第三十八条の三前段の規定に係る審査に要するもの）

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(九)までの添付書類について外国語で作成されているものには日本語による翻訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令

第九十五条号) 第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

様式第1号

年 月 日

五 資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間
おいて指定する日から令和八年三月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(様式第四号)を、青森県警察本部交通企画課を経由して、青森県警察本部長に提出しなければならない。

ただし、1から3までに係る事項について、その内容が登記事項に関するものである場合には、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(様式第三号)を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、令和八年二月に予定している同年四月一日以降の期間についての資格審査の対象、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

競争入札参加資格審査申請書
申講者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
印

青森県が締結する役務の提供を受ける契約(安全運転管理者等講習業務に限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 希望する業務

役務の提供

2 希望する業種(複数業種記入禁止)

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

経営規模等総括表

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

区分	役務の提供	新規・継続	審査値	格付
フリガナ 商号又 は名称	-----	-----	代表者 職氏名	
住所又は 所在地	〒		電話番号	
主たる営業 の所在地	〒		FAX番号	
本申請の 担当者	部署名 ドーリア・ドス	担当者名	電話番号 FAX番号	
希望する 業務	役務の提供		電話番号 FAX番号	
希望する 業務			電話番号 FAX番号	

(単位:千円)

平均生産額 又は販売額	直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	平均生産額 (①+②)/2	役務
自己資本額	資本金(元入金) 総資産合計(次年度繰越純資本金額)			
職員数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人 計 人	
流动比率	流动資産() 流动負債()	× 1 0 0 =	□ %	
営業年数	創業日 年月日	現組織変更日 年月日	営業中断期間 年月～年月 年	通算年数
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務 法定雇用率達成 有無	有無	雇用障害者数 人	
I S O認証取得	有 (ISO9001又はISO14001)	無		
注)	太枠の欄は記入しないでください。			
15			電話番号 FAX番号	

樣式第3號

役員等一覽表

元々
商号又は名称：

注 1 この表には、次に該当する者について記載すること

- (2) 法人でない団体にあっては、代表者、理事その他法人における經營に事實上參加している役員と同等の責任を有する者

(3) 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））をいう。）

注 2 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

注 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

樣式第4号

年 月 日

書森縣警察察本部長殿

申請者 所在地又は住所

代表者職氏名

三

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格審査申請書を提出していますが

記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休業・廃業 したので

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 記載事項麥

變更事項	變更前	變更後	變更月日	備考

注1 この表には、次に該当する者について記載すること。

- (2) 法人でない団体にあっては、代表者、理事その他法人における経営に事实上参加している役員と

(3) 個人には、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他のいかななる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む）をいう。）

注2 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4継長とする。

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二間堀丸人)
東奥印刷株式会社
三丁目一
番七
号

定価 每週月・水・金曜日発行
小口一枚二付十五円